

表 彰 規 程

(表彰の種別)

第1条 北海道トランポリン界の発展のために顕著な功労、並びに功績のあったものを表彰する。

2 表彰は、次に掲げる4種別とする。

- (1) 特別功労(賞)表彰
- (2) 功労(賞)表彰
- (3) 功績(賞)表彰
- (4) 感謝状

(選考基準)

第2条 各表彰の受賞候補者の選考・決定にあたっては、概ね次に掲げる基準による。

2 特別功労(賞)表彰は、20年以上に亘り本協会の役員として顕著な功績があったものとする。

3 功労(賞)表彰は、10年以上にわたり本協会、ならびに20年以上にわたり本協会加盟団体の役員(指導者を含む)として特に功績があった者とする。

4 功績(賞)表彰は、次に掲げる競技会において、特に優秀な成績をあげた個人、および団体を対象者(監督を含む)とする。

・国際競技会・・・オリンピック大会、世界選手権大会、同年齢別競技大会、ならびにこれに準ずる国際競技大会

・全国競技大会・・・全日本選手権大会、全日本学生選手権大会、全国高等学校選手権大会全日本ジュニア選手権大会、ならびにこれに準ずる選手権大会

5 感謝状は、長年にわたって本協会、ならびに本道トランポリン界の発展のために支援・尽力した個人、および団体に対して贈呈される。

(候補者の推薦、受賞者の決定)

第3条 各表彰の受賞候補者の選考原案は表彰委員会において検討・審議され、理事会に提案・審議され、代議員会において正式決定される。

2 受賞候補者の推薦については、本会の加盟団体(長)からの推薦とは別に、理事会においても選考・推薦することができる。

(表彰方法)

第4条 表彰は、北海道選手権大会において挙行することを原則とする。ただし、特に必要と認められる場合には、この原則にとらわれない。

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会での議決を必要とする

第6条 本規程は、昭和60年4月21日より施行する。

- 2 本規程は、平成元年4月2日より施行する。(一部改正)
- 3 本規程は、平成5年4月11日より施行する。(一部改正)
- 4 本規程は、平成11年4月1日より施行する。(一部改正)
- 5 本規程は、平成15年4月1日より施行する。(一部改正)